

社会保険 みやぎ

SHAKAIHOKEN
MIYAGI No.765



Contents

日本年金機構からのお知らせ	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5・6
M美さんの社会保険物語	7
平成30年度『年金シニアライフセミナー』の開催	8
第14回『社会保険ハゼ釣り大会』の開催	9
秋のハイキング	10
「仙台うみの杜水族館」ナイト営業のお得なチケットのご案内	10
「契約宿泊施設の営業内容の変更」について	10
社会保険協会費納入の御礼	11
「会員事業所変更届」提出のお願い	11
インフォメーションパーク	12



港橋 みなとばし

日本有数の港町・塩竈。7月の海の日に開催される「塩竈みなと祭」は日本三大船祭りの一つに数えられています。海上を勇壮に進む本祭りの御座船や前夜祭の花火は東北に一足早い夏をつれてきてくれます。交通規制等もありますが、涼しい風に吹かれて海面を鮮やかに照らす花火が見られるのは港町の特権です。

DATA

構造形式	アーチ橋
建造年月日	1993(平成5)年
所在地	塩竈市
河川	貞山運河
目的	交通
長さ	23.2m
幅	22.8m

日本年金機構 からのお知らせ

育児休業を取得したときの手続き

被保険者から育児休業等取得の申し出があった場合に事業主が行うものです。この申し出により、育児休業期間の保険料が免除されます

届書	「健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届」
添付書類	不要 申請期間 育児休業等期間中
保険料免除期間	育児休業開始月から終了予定月の前月（育児休業終了日が月の末日の場合は育児休業終了月）まで
留意事項	この申出は、被保険者が次に掲げる育児休業等を取得する度に、事業主が手続きを行う必要があります。また、この申出は、現に、申出に係る休業をしている間に行わなければなりません。 ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業 ② 1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するための育児休業 ③ 1歳6ヶ月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業 ④ 1歳（上記②の場合は1歳6ヶ月、上記③の場合は2歳）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業

「育児休業等取得者申出書」により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。通常、事業主等は労働者にあらず、この法理に基づく育児休業等は取得できないため、当該申出は行えません。

育児休業を終了するときの手続き

育児休業中の保険料免除を受けている被保険者が、育児休業等終了予定日前に育児休業を終了した場合に事業主が行うものです。

届書	「健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届」	添付書類	不要
留意事項	終了予定年月日前に育児休業を終了することとなる場合は、主に以下の場合です。 ①当初の予定より早く復職する場合 ②被保険者が産前産後休暇を取得する場合 ③養育している子が死亡した場合		

提出方法・提出先 郵送 日本年金機構 仙台広域事務センター 〒980-8461 仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30 17 階

◆ 詳しくは、ねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。0570-007-123 ◆

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

- 年金の受給資格が得られる可能性があります
不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。
- 将来受け取る年金額が増額します
1ヶ月分の後納保険料を納めることにより、年額で1,624円増額

ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間（免除以外）や未加入期間がある方
 - ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ 0570-003-004

算定基礎届に基づき標準報酬月額が、9月分から改定されます

算定基礎届により決定された標準報酬月額は9月1日から適用されます。
在職老齢年金の計算においても、9月分からは改定後の標準報酬月額に基づき支給停止額を算出します(改正後の年金の支払いは、10月支払期分から)。そのほか標準報酬月額は、健康保険における自己負担限度額、高齢受給者証の負担割合、健康保険の給付及び年金給付に連動します。
日本年金機構仙台広域事務センターでは、標準報酬月額の決定後、順次「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬月額決定通知書」を発送いたします。
「決定通知書」が届きましたら、ご確認のうえ、新しい標準報酬月額を従業員の皆様にお知らせください。
また、10月に支払となる給与から9月分保険料として、新しい標準報酬月額に基づき保険料控除を行ってください。

「わたしと年金」エッセイ募集中

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、様々な取組を行っています。
「ねんきん月間」の間中は、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

この取組の一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。
公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。なお、本エッセイ募集は、厚生労働省と文部科学省の後援を得ております。

募集要項

応募作品	公的年金制度をテーマにしたエッセイ。 公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金とのかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。 日本語で1,000～2,000文字以内。 氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。 応募作品は返却しません。	応募締切	平成30年9月14日(金)(締切日消印有効)
賞	厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選賞状の授与並びに記念品を贈呈します。	発表	受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。 受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。 受賞者の氏名、年代、性別、住所地の都道府県を公表します。
応募資格	中学生以上の方	提出先	日本年金機構 相談・サービス推進部 サービス推進グループ わたしと年金 担当 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
		お問い合わせ先	日本年金機構 相談・サービス推進部 サービス推進グループ わたしと年金 担当 電話番号:03-5344-1100(代表)

協会けんぽ からののお知らせ

平成30年度 第1回目 ジェネリック医薬品軽減額通知を送付します

今年度もジェネリック医薬品軽減額通知（第一回目）をお送りします。この通知は、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減額が一定額以上見込まれる方に、1 か月分の自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。

通知対象者

- 主に生活習慣病（高血圧症、糖尿病等）などの先発医薬品を長期服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

年度内に **2 回** お知らせを送付します



1 回目 平成 30 年 8 月

2 回目 平成 31 年 2 月頃

※加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。
ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。
※使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

ジェネリック医薬品ってどんな薬？

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です



なおかつ先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**価格は5割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります。**

服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られています



- 製剤の小型化** 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更** 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良** にがみ等を抑えた味に改良。

これまでにお知らせをお届けした方のうち、概ね4人に1の方がジェネリック医薬品へ切り替えを行っており、このお知らせによる軽減効果額の累計（平成21年度から28年度まで）は協会けんぽ全体で**約873億円（単純推計）**となりました。皆さまのご協力ありがとうございます。

旬な情報をお届け！

登録はお済みですか？ メールマガジンをご登録ください！

協会けんぽ宮城支部では、健康保険に関する情報をいち早くお届けするため、メールマガジンでさまざまな情報発信を行っております。

配信は月1回、最新情報を受け取ることができます。無料でご利用いただけますので、お気軽にご登録ください！

お得な最新情報をお届けしています！

- 制度改正
- 健康づくりに役立つ情報
- 最新のイベント情報
- 保険料率の最新情報

登録は簡単！QRコードもしくは協会けんぽ宮城支部ホームページからご登録ください。



スマートフォンからも登録いただけます。

とってもお得な

協会けんぽの生活習慣病予防健診をぜひご利用ください！

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」は、事業主様に義務付けられている「労働安全衛生法の定期健康診断」の検査項目を含んでおり、かつ、協会けんぽからの補助があるため、とってもお得な健診となっておりますので、是非ご利用ください。

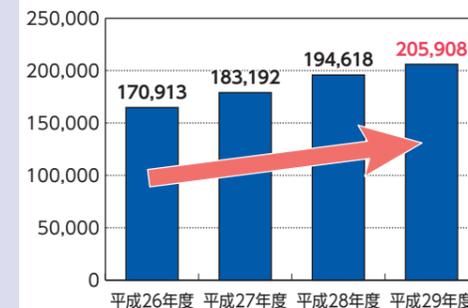
また、生活習慣病予防健診（特定健康診査）の受診状況は、今年度より健康保険料率に影響するインセンティブ（報奨金）制度（※）の評価指標項目となりました。健診受診率の増加が健康保険料率抑制にもつながります。

※「インセンティブ（報奨金）制度」について、詳しくは、<協会けんぽホームページ>をご覧ください。

生活習慣病予防健診の「お得」なポイント

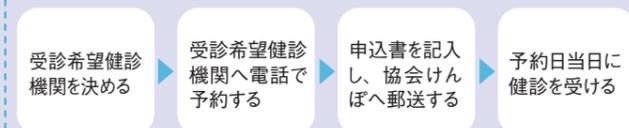
- ①胃がん・肺がん・大腸がん検査を含む健診は通常2万円前後の費用がかかりますが、**1万円以上の補助があるため、自己負担額は最高7,038円**で受診できるお得な健康診断です！
- ②**労働安全衛生法の定期健診項目を含んでおり**、胃がん、肺がん、大腸がん検診等の項目もセットで受診できます！
- ③健診結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると思われる方に協会けんぽの保健師・管理栄養士が直接皆様の職場へお伺いし、**無料の特定保健指導**が利用できます。（一部の健診機関では、健診当日に特定保健指導を利用できます。）

生活習慣病予防健診受診者数（人）
※35歳以上の一般健診を受診された方の人数



毎年多くの方にご利用いただき、受診者は増加しています。

生活習慣病予防健診受診の流れ



※パンフレット（実施健診機関一覧）、申込書等は3月下旬に各事業所様あてに緑色の封筒で送付しております。

特定健診受診率の推移と目標受診率

宮城支部の受診率			目標受診率
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 35 年度
56.4%	56.8%	58.2%	65.0%

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用していない事業所様へのお願い

協会けんぽでは、上記の生活習慣病予防健診の受診を一層推進するとともに、協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用せず、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施している事業所様には、定期健康診断結果データのご提供をお願いをしております。

定期健康診断結果データ提供が健康管理・保険料率抑制に繋がります。

- その1** 提供いただいたデータを基に当協会の保健師・管理栄養士による**特定保健指導（生活習慣病改善サポート）**を無料でご利用いただけます。従業員の健康管理に是非ご活用ください。
- その2** 健診結果データをご提供いただくことで、協会けんぽとしての受診率に反映されます。そのため、今年度から始まった**インセンティブ（報奨金）制度**により、**保険料率上昇の抑制につながります。**
- その3** 提供いただいた健診結果データから、宮城県内の健診結果の傾向値の分析を行い、生活習慣病や重症化予防対策に活用いたします。

ご協力いただける事業所様につきましては、提供方法についてご説明させていただきますので、大変お手数ですが、協会けんぽ宮城支部保健グループ（TEL：022-714-6854）までご連絡をお願いいたします。

関係法令及び個人情報保護について

医療保険者（協会けんぽ等）が事業主様に対して定期健康診断の結果データの提供を求めることは「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条第2項及び第3項で定められており、事業主様が協会けんぽに定期健康診断結果データを提供しても個人情報保護に関する法律に関して責任を問われることはありません。

保険証の回収はお済みですか？～資格喪失日（扶養解除日）以降は使えません！～

資格喪失後（扶養解除後）に保険証がまだ使えると思って医療機関等にかかってしまうケースが多発しています。無資格での医療機関等の受診は、保険財政を圧迫し、**保険料率の上昇に影響を及ぼします。**誤った保険証の使用を防止するために以下の点について周知徹底をお願いします。

- ①※1 資格喪失日（扶養解除日）以降速やかに保険証を回収し、資格喪失届・被扶養者（異動）届を提出する際は必ず保険証を添付してください。
- ② 加入者に対し、資格喪失日（扶養解除日）以降は、保険証を使用できない旨の説明を徹底してください。
- ③※1 資格喪失届・被扶養者（異動）届に保険証を添付できなかった場合、事業主の責任において回収に努めてください。

※1 健康保険法施行規則第 51 条より

・退職
・扶養でなくなった

加入者より
保険証回収

資格喪失届（被扶養者（異動）届）に添付し、**日本年金機構仙台広域事務センター**へ提出※2

※2 資格喪失届（被扶養者（異動）届）へ保険証を添付できない場合は、直接協会けんぽ宮城支部へ保険証をご返却ください。

退職日の翌日以降は保険証（被扶養者分も含む）は使用できません。退職から回収までほんの 2、3 日であってもこの間に医療機関等で保険証を使用されてしまう方がいらっしゃいます。また、この保険証の回収までの期間が長い程、保険証を使用してしまう回数も増えてしまうことになります。

加入者の在職中に、「**退職後は、被扶養者分も含め、保険証を使用できない**」旨お伝えいただくとともに、**早急に回収**くださいますようお願い申し上げます。

健康長寿のために

加熱式たばこ

～大丈夫。影響ないと証明できるのか？～



最近喫煙スペースや公園などでタバコとは違った器具を口にしている人がいる事に気が付きませんか。これは「加熱式たばこ」という新型のたばこで、器具の中にたばこ葉のスティックを入れて吸っているのです。これまでの「たばこ」は、紙に巻いたたばこ葉に着火して煙を吸うものなので、喫煙者だけでなく、たばこを吸わない人への受動喫煙による健康被害が問題になっていました。「加熱式たばこ」は、たばこ葉を燃やさない程度に電気で加熱して蒸気を吸う方式なので煙は出ません。このため受動喫煙が減って健康被害が少なくなるという製造者のふれこみです。しかし本当にこれで健康被害は減っているのでしょうか。確かに従来のたばこに比べれば煙が出なくて臭いも少なくなります。健康被害が減ると科学的根拠は証明されていないのです。煙が出ないから安全だという事は必ずしも

言えません。たばこの葉にはいろいろな有害物質が含まれています。これを蒸気という形とはいえ体に取り入れている訳ですから「加熱式たばこ」でも、喫煙者は「健康に悪影響がもたらされる可能性がある」ということになります。加熱式たばこが発売されてまだ3年あまりですが、おしゃれで格好がいい、人に迷惑を掛けないという理由で国内のたばこ販売の割合が20%に達する勢いで普及しています。しかし、加熱式たばこはれっきとした「タバコ」です。喫煙による健康被害は避けられません。加えて周囲の受動喫煙による健康被害を防ぐためには、「加熱式たばこ」も含めて、たばこを吸わない事が一番効果的だということを知っておきましょう。

一般社団法人宮城県薬剤師会
たばこ対策委員会 荒 真姫

全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

☎ 022-714-6850
FAX 022-714-6857

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi>

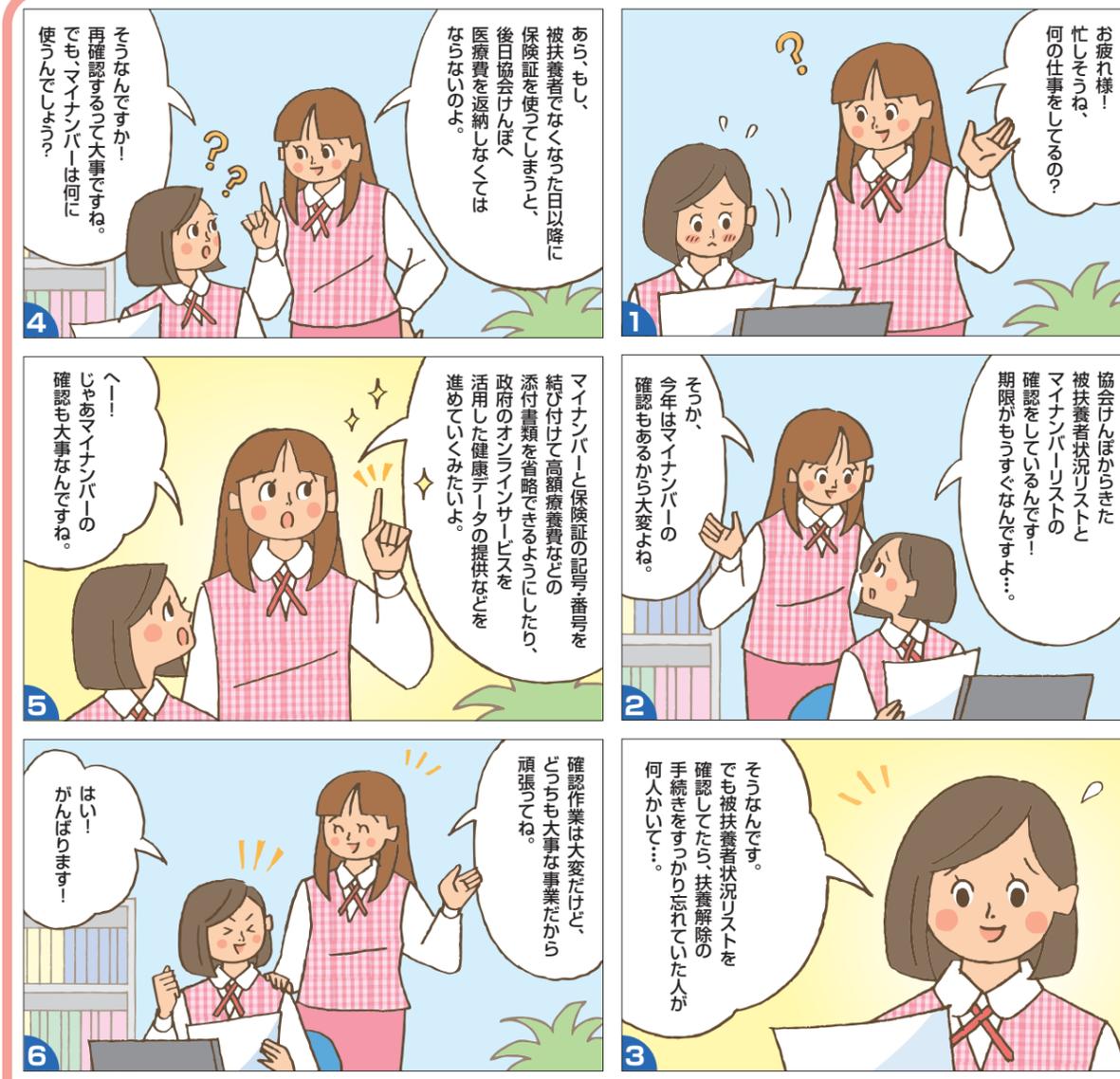
協会けんぽ宮城

検索

M美
さんの

社会保険物語

被扶養者資格再確認と
マイナンバー確認について
第100話



協会けんぽからのお知らせ

被扶養者資格再確認、マイナンバー確認のご提出はお済みですか？

平成 30 年 6 月から 7 月にかけて、各事業主様にお送りいたしました「被扶養者状況リスト」「マイナンバー確認リスト」の提出期限は 8 月 17 日（金）までとなっております。ご提出はお済みでしょうか？
被扶養者資格の再確認とマイナンバーの確認は、保険料負担の軽減と健康保険の事務の簡素化・効率化につながる大変重要な確認作業です。お忙しいところ誠に恐縮ですが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

＜ご提出いただくもの＞
被扶養者資格再確認

■削除となる被扶養者がいる場合
再確認の結果、被扶養者から削除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者調査兼異動届に必要事項をご記入いただき、該当する方の被保険者証を添付してください。

■削除となる被扶養者がいない場合
被扶養者状況リストのみご記入ください。

マイナンバー確認

■確認対象者が 9 名以下の事業所様の場合
マイナンバー確認リスト（紙媒体）をご提出ください。

■確認対象者が 10 名以上の事業所様の場合
マイナンバー確認リスト（CD-R）をご提出ください。

◎同封の返信用封筒にて送付願います。

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部

〒980-8561

仙台市青葉区国分町3-6-1

仙台パークビル8F

TEL 022-714-6850

ホームページは

「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ

検索

平成30年度『年金シニアライフセミナー』の開催

開催日

- 平成30年10月 4日(木) ……仙台市
 - 平成30年10月23日(火) ……仙台市
 - 平成30年10月17日(水) ……大河原町
 - 平成30年10月18日(木) ……大崎市
- いずれも午後1時15分から 午後4時45分まで(予定)

開催内容(各日とも同内容)

1. 退職後の老齢年金及び在職老齢年金について(70分)
講師「日本年金機構年金事務所職員」
2. 退職後の健康保険について(20分)
講師「全国健康保険協会宮城支部職員」
3. 退職後の雇用保険について(20分)
講師「社会保険労務士」
4. 「ライフプランと生きがい」(80分)
講師「活性化セミナー研究所」

開催場所

- 10月4日(木)・10月23日(火)
パレス宮城野 2階「はぎの間」
仙台市青葉区上杉3-3-1 TEL022-265-2223
- 10月17日(水)
大河原町駅前コミュニティーセンター(オーガ)「イベントホール」
大河原町大谷字町向126-4 TEL0224-52-1110
- 10月18日(木)
グランド平成 3階「富士」
大崎市古川駅前大通5-3-2 TEL0229-23-6363

参加資格

- ・各事業所の退職予定者及び50歳以上の被保険者とその配偶者
- ・年金委員、健康保険委員
- ・事業所の人事厚生担当者等

参加料

無 料 (いずれもテキストは無償配付いたします。)

定 員

仙台会場は 各70名 大崎、大河原会場は 各50名
※申込先着順で定員になり次第締め切りとなります。
(申し込み締め切り後、開催日10日前程度に参加者あてご案内を送付します。)

申込方法

下の「参加申込書」にご記入のうえ、FAX でお申し込みください。
(「参加申込書」は宮城県社会保険協会ホームページから印刷もできます。)

申込締切期限

定員に達する以外に、それぞれの開催日10日前に受付を締め切ります。

- 主催** 一般財団法人 宮城県社会保険協会
- 共催** 全国社会保険委員会連合会
一般社団法人 全国社会保険共済会
- 後援** 宮城県社会保険委員会連合会
宮城県年金協会

申し込み・問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階 TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでも
ご覧いただけます

宮城県社会保険協会 検索

トイレ付きの
中～大型船で
女性も安心して
楽しめます。

第14回『社会保険ハゼ釣り大会』の開催

開催日時

- 平成30年9月30日(日)及び10月8日(月(祝))の2日間
- 受付 AM 6:50～
 - 出船 AM 7:30 着船 AM 12:00

開催場所

松島湾内

集合場所

塩竈市杉ノ入裏53-8「釣り具 晃進丸」
みずがみ漁港(釜の淵港)

参加資格

一般財団法人宮城県社会保険協会の会費納付会員事業所に勤務している方およびその家族(中学生以上に限る)
(1グループ5名まで)

※会員事業所の方々のための釣り大会です。会員事業所以外の方は申し込みません。

参加料

1名 ¥1,000

各自準備物

釣り竿等釣り道具一式 (参考:針(10～12号)、重り(10～15号))
エサは一人1パック(500円分)を社会保険協会準備します。
救命胴衣をお持ちの方は持参ください。
必要に応じて食べ物、飲み物、雨具、ビニール袋等

定 員

両日とも50名(合計100名)
※9月7日(金)受付到着分で申し込みを締め切ります。応募者多数の場合は可能な限り定員枠を増やしますが、それ以上で対応できない場合は抽選とし、抽選結果及び当選者には案内通知などを送付します。

申込方法

下の「参加申込書」にご記入のうえ、FAX でお申し込みください。(「参加申込書」は宮城県社会保険協会のホームページから印刷もできます。)*申込書下欄の注意事項をよくお読みください。

申し込み・問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階 TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでも
ご覧いただけます

宮城県社会保険協会 検索

第14回『社会保険ハゼ釣り大会』参加申込書

一般財団法人 宮城県社会保険協会会長 あて **【FAX 022-266-0471】**

参加申込
代表者名 携帯電話() -

〒 (※中止等緊急連絡をする場合に必要ですのでご記入願います。)

住 所 TEL () -

事業所名 FAX () -

参加希望日(希望する日に○をつけてください)		当選通知の送付希望(該当に○をつけてください)	
①9月30日(日)	②10月8日(月(祝))	ア 上記FAX 番号宛で構わない	イ 住所に郵送希望

事業所記号 記載例:「仙東いろは」、「45イロハ」等 ※事業所名	参加者氏名	年 齢	性 別
			男・女

※会員事業所以外の方は申し込みません。 ※後期高齢者の方は事業所名を必ず記入してください。
※複数の会社の人達がグループで申し込む場合は、「申込者それぞれの事業所名」を記入してください。(記入スペースが不足する場合は別紙等に記入してください。)
※この申込書に記入いただきました個人情報は厳正に管理しますとともに、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

平成30年度『年金シニアライフセミナー』参加申込書

一般財団法人 宮城県社会保険協会会長 あて **【FAX 022-266-0471】**

事業所記号

記載例:「仙東いろは」、「45イロハ」等

TEL () -

事業所名

FAX () -

参加者氏名	性別	年齢	[参加希望日] 該当に○を	開催案内送付用住所 (受付後、開催のご案内を送付いたします。)	該当に○を
	男・女		①30.10.4(仙台) ②30.10.17(大河原) ③30.10.18(大崎) ④30.10.23(仙台)	〒 -	1. 年金委員 2. 被保険者 3. 配偶者 4. 上記以外
	男・女		①30.10.4(仙台) ②30.10.17(大河原) ③30.10.18(大崎) ④30.10.23(仙台)	〒 -	1. 年金委員 2. 被保険者 3. 配偶者 4. 上記以外
	男・女		①30.10.4(仙台) ②30.10.17(大河原) ③30.10.18(大崎) ④30.10.23(仙台)	〒 -	1. 年金委員 2. 被保険者 3. 配偶者 4. 上記以外

※この申込書に記入いただきました個人情報は厳正に管理しますとともに、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

秋のハイキング

申込方法

「宮交観光サービス」(下記電話番号)へ直接お申込みください。
☎022-298-7762 お申込み時に地区名をお知らせください。
後日、振込用紙が送付されますので、参加料を金融機関にてお振込みください。
※振込手数料は参加者負担となります。

石巻地区

干支の絵つけ体験と母湯温泉入浴ツアー

と き 平成30年10月28日(日)
集合場所 石巻駅前
集合時間 午前6時50分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名(1グループ4名まで)
携行品 雨具、入浴用タオル等

古川地区

盛岡手づくり村で体験と繋温泉入浴ツアー

と き 平成30年11月4日(日)
集合場所 古川駅、くりこま高原駅
集合時間 古川駅 午前7時20分
くりこま高原駅 午前8時10分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名(1グループ4名まで)
携行品 雨具、入浴用タオル等

仙台東・仙台南・仙台北 3地区合同

あぶくま洞経由・いわき湯本温泉でゆっくりツアー

と き 平成30年10月14日(日)
集合場所 仙台駅東口
集合時間 午前7時20分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名(1グループ4名まで)
携行品 雨具、入浴用タオル等

気仙沼地区

仙台うみの杜水族館と キリンビアポート焼き肉食べ放題・飲み放題満足ツアー

と き 平成30年10月7日(日)
集合場所 気仙沼エースポート前
集合時間 午前7時50分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名(1グループ4名まで)
携行品 雨具等

大河原地区

アクアマリンふくしまといわき湯本温泉入浴ツアー

と き 平成30年10月21日(日)
集合場所 大河原駅前
集合時間 午前7時50分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名(1グループ4名まで)
携行品 雨具、入浴用タオル等

お知らせ! 「仙台うみの杜水族館」ナイト営業のお得なチケットのご案内

2018年7月21日(土)~8月26日(日)の残り少ない限定期間ですが、ナイト営業「17:00~21:00※最終入館20:30」の「ナイト限定特別」利用券をご希望の方に送付いたします。

	通常料金	ナイト特別料金
大人(18歳以上)	2,100円	1,700円
中学・高校生(12~18歳)	1,600円	1,200円
小学生(6~12歳)	1,100円	900円
幼児(4歳以上)	600円	500円
シニア(65歳以上)	1,600円	1,200円

ご希望の方は、事業所名、事業所記号、担当者名、連絡先電話番号、必要枚数(1枚につき5名まで利用出来ます。最大5枚まで)を記入のうえFAXにて、(一財)宮城県社会保険協会までお申し込みください。
「うみの杜水族館」ナイト限定特別利用券申請書は宮城県社会保険協会HPから印刷することができます。

「契約宿泊施設の営業内容の変更」について

宮城県社会保険協会が宿泊割引補助の契約をしている下記宿泊施設「新潟県瀬波温泉保養所 松風荘」のご利用につきましては、施設の都合により、平成30年7月1日から宿泊につきましては「素泊まり(食事なし)」のみ の利用となりましたのでお知らせいたします。

「松風荘」(新潟県村上市瀬波温泉) ☎0253-53-3086

お問い合わせ

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階
TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

宮城県社会保険協会

検索

社会保険協会費納入の御礼

平成30年度の協会費を納入いただきまして、ありがとうございました。

「平成30年度社会保険協会費ご協力のお祝い」につきまして、ご理解とご協力を賜り、早速納入いただきまして、誠にありがとうございました。

当協会では、会員の皆様のご協力のもと、健康保険・年金制度の普及・広報事業や健康と福利増進のための事業に今後とも取り組んでまいります。



まだ、納入がお済みでない場合は、事業を円滑に運営していくためにも早期の納入に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、会費納入に当たっての「払込取扱票」が、紛失等によりお手元がない場合には、当協会(022-266-0411)までご連絡くださいますようお願いいたします。

「会員事業所変更届」提出のお願い

事業所名称や住所、または事業所記号などが変更となった場合は、年金事務所に手続きをしていただくとともに、お手数ですが当協会にもご連絡くださいますようお願いいたします。

(※申し訳ございませんが、年金機構へ変更のお届けをされても、年金機構における情報保護のため当協会に自動的に情報提供されることになっておりませんのでお願いいたします。)

住所・名称等に変更があった場合に提出をお願いしております「会員事業所変更届」用紙につきましては、年度当初に送付させていただきました「社会保険協会費ご協力のお祝い」に同封しておりますが、お手元がない場合、下記の様式にご記入のうえFAXによる提出もお受けいたしますので、変更があった場合にはご連絡をお願いいたします。

会員事業所変更届

変更前 (下欄全項目記入願います。)			変更後 (変更事項のみ記入願います。)		
事業所記号	番号	被保険者数	事業所記号	番号	被保険者数
		人			人
フリガナ					
事業所名					
所在地	〒	-	〒	-	
電話番号	-	-	-	-	

(12) 社会保険みやぎ

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかります。



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

9月							10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1		①	2	3	4	5	6
2	③	4	5	6	7	8	7	8	⑨	10	11	12	13
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31			
30													

◆受付時間

□ 平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

○ 時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時

■ 週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

- 相談時間
- 月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
 - 第2土曜日 9:30～16:00
- (なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803
仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています



9月・10月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F)	土日および祝日以外の平日	8:30～17:15 (予約できます)	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	平成30年 9月12日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118
登米市南方総合支所 (予約制)	平成30年 9月27日(木)	9:30～12:00	古川年金事務所 0229-23-1204
	平成30年10月25日(木)	13:00～15:30	

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1か月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び印鑑が必要となります。

年金の予約相談を
実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どこの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890